

平成 29 年 5 月 30 日

厚生労働省栃木労働局との「働き方改革に関する連携協定」締結について ～「働き方改革応援融資」の取扱開始～

足利銀行（頭取 松下 正直）は、このたび、栃木県における働き方改革を推進するため、厚生労働省栃木労働局と「働き方改革に係る連携協定」を締結することとなりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本協定締結に伴い、栃木労働局認定企業を対象とした「働き方改革応援融資」の取扱いを開始いたします。本商品は、働き方改革に取り組む企業を応援し、さらに認定企業を目指す企業を増やすことで、働きやすい職場が増加していくことを目的としています。

記

1. 「働き方改革に係る連携協定」の概要

連携協定内容	① ワーク・ライフ・バランスの推進等、働き方改革に関すること ② 労働生産性の向上に関すること ③ 栃木労働局の施策のPRに関すること ④ 働き方改革応援融資制度に関すること
締結日	平成 29 年 6 月 22 日(木)

2. 「働き方改革応援融資」の概要

対象となる企業	以下のいずれかの栃木労働局認定企業 ①「くるみん」②「えるぼし」③「ユースエール」 ④「安全衛生優良企業」
ご融資金額	1 億円以内
お使いみち	事業資金(運転資金、設備資金)
ご融資期間	運転資金 5 年以内、設備資金 20 年以内
金利	当行所定金利より最大 0.2%金利優遇いたします。
返済方法	元金均等返済(1 年以内に限り期限一括返済可)
取扱開始日	平成 29 年 7 月 3 日(月)

※ご融資の際には当行所定の審査がありますので、あらかじめご了承ください。

以上